

◎新潟県労働委員会告示第4号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、柏崎市ガス水道局の職員が結成し、又は加入する全水道柏崎市ガス水道労働組合について、柏崎市ガス水道局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成27年5月21日次のとおり認定した。

なお、平成21年新潟県労働委員会告示第4号は廃止する。

平成27年5月29日

新潟県労働委員会

会長 兒玉 武雄

| 勤務箇所 | 役職名 |
|-------|--|
| ガス水道局 | 局長 参事 課長 主幹 課長代理 供給所長 場長 経営企画課総務係長 経営企画課ガス事業民営化班係長 |